

## 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

### 運転・維持管理委託契約特約条項

#### （総則）

第1条 この契約における用語の定義は、委託契約約款（以下「約款」という。）及び本特約条項本文（別紙を含む。以下同じ。）中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、この条、約款及び本特約条項本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は要求水準書の定義に従う。

- (1) 要求水準書とは、本件入札において委託者が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答書をいう。
  - (2) SPCとは、本事業の運転・維持管理の実施のみを目的として設立された特別目的会社（Special Purpose Company）をいい、受託者がこれに該当する。
  - (3) 技術資料とは、事業者（受託者）が令和 年 月 日付で提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として事業者（受託者）がこの契約締結日までに委託者に提出したその他一切の文書をいう。
  - (4) 業務基本計画書とは、本事業の実施にあたり、受託者が作成する運転・維持管理業務基本計画をいう。
  - (5) 要求水準等とは、本事業の要求水準書等に規定する水準及び受託者提案をいう。
  - (6) 技術評価点とは、技術資料に基づき算出した点数を100で除し、60（技術評価比重）を乗じた値をいう。
  - (7) 評価値とは、技術評価点と入札参加資格を満たす者（以下「入札者」という。）のうち最も低い入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。入札者のうち最も低い入札価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格とする。）を当該入札者の入札価格（当該入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格とする。）で除し、40（価格評価比重）を乗じた値の合計の数値をいう。
- 2 本施設の所有権は、委託者に属する。

#### （設計図書）

第2条 約款第1条第1項中「別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書」とあるのは、「別添の要求水準書及び技術資料」と読み替える。

- 2 技術資料の記載内容のうち、要求水準書の定める基準及び要求水準等を超える部分については、技術資料の記載内容を優先するものとする。

#### （運転・維持管理業務に係る対価及びモニタリング対象対価の支払等）

第3条 約款第22条第2項中「履行済部分に相応する委託代金額」並びに第32条第1項及び第44条第2項中「履行済部分に相応する契約代金額」とあるのは、「履行済の運転・維持管理業務に係る対価」と読み替える。

- 2 委託者は、運転・維持管理業務に係る対価を約款第32条の規定並びに別紙1【運転・維持管理業務に係る対価の支払方法】、別紙2【全体スライド条項】及び別紙3【モニタリング基本計画】に基づき、受託者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者の責めに帰すべき事由により運転・維持管理業務が要求水準等を達成していないことを確認したときに、受託者に対して是正勧告又は是正命令をした場合には、改善が確認されるまでモニタリング対象対価の支払いを留保することができる。

#### （ユーティリティに係る費用の支払）

第4条 受託者は、ユーティリティに係る費用を別紙4【ユーティリティの支払方法】に基づき、委託者に支払わなければならない。

(技術提案等に基づく履行)

第5条 この契約は、受託者が提出した技術提案等に基づき、履行するものとし、約款第16条の規定は、適用しない。

(違約金等)

第6条 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により技術提案等が達成されなかった場合、委託者と協議の上、別紙3【モニタリング基本計画】に基づく、モニタリング対象対価の減額等の措置又は委託者に違約金を支払うかのいずれかを選択するものとする。

- 2 前項において委託者に違約金を支払うことを選択した場合又は前項において受託者の技術提案等が達成されなかったことを委託者が確認した日から12か月を経過してもなお改善が確認できない場合、委託者及び受託者は、当該部分に係る技術提案等に係る要求水準書等の変更（以下「設計変更」という。）等を行った上で、受託者は、委託者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合、受託者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。
- 4 第2項にかかる設計変更等を行った場合、受託者は、受託者の技術提案等が達成されなかった部分のうち当該設計変更等によりその達成が不要となった部分についてはこの契約上の権利を失い、義務を免れるが、他の部分についてのこの契約上の権利及び義務はその影響を受けない。
- 5 第2項及び第3項並びに約款第36条の2第3項に定める違約金は違約罰であって、約款第44条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(税制度の新設・変更)

第7条 既存の租税税率の変更又は新たな税が設置され、この契約の実施に係る費用が増加すると認められるときは、消費税等率に変動が生じた場合を除き、受託者が当該増加費用を負担する。

(保険等)

第8条 受託者は、技術資料に基づく火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下「保険等」という。）又は任意に保険等の契約を締結したときは、直ちに、その証券又はこれに代わるものを委託者に提示しなければならない。

(不可抗力による損害)

第9条 委託者及び受託者は、約款第17条第1項に規定する天災等であって委託者と受託者とのいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により約款第17条第3項に規定する必要な費用（以下「損害額」という。）の発生を確認したときは、その損害額を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

- 2 委託者が約款第21条第1項の規定により受託者に通知した場合において、受託者に損害額（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び前条の保険等によりてん補されたものを除く。）が発生するときは、不可抗力が発生した年度の運転・維持管理業務に係る対価の100分の1相当額に至るまでは受託者が負担し、これを超える額は委託者が負担する。
- 3 同一年度において、数次にわたる不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害額の負担については、前項中「損害額」とあるのは「損害額の累計」、「運転・維持管理業務に係る対価の100分の1相当額」とあるのは「運転・維持管理業務に係る対価の100分の1相当額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(汚泥の有価利用)

第10条 この契約の履行に伴い発生した汚泥の有価利用により得られた収入は、全て受託者に帰

属するものとする。

(履行期間の満了等に伴う運転指導)

第11条 受託者は、この契約が履行期間の満了により終了するときは、履行期間の満了までに、委託者の指定する者に、本施設の運転・維持管理業務に係る指導（以下「運転指導」という。）を行うものとする。

2 運転指導の内容及び期間等は、委託者と受託者の協議により定める。

3 第1項に規定する運転指導の実施に係る費用は、受託者が負担する。

4 受託者は、約款第35条、第36条、第36条の2、第38条、第39条、第40条及び第42条の規定によりこの契約が解除される場合は、この契約の解除前に委託者の指定する者に運転指導を行うものとし、運転指導の内容及び期間等は、委託者と受託者の協議により定める。

5 前項において、運転指導の実施のために受託者に追加費用が生じる場合、契約の解除が約款第35条、第36条又は第36条の2の規定によるときは当該追加費用を受託者が負担し、契約の解除が約款第38条、第39条又は第40条の規定によるときは当該追加費用を委託者が負担し、約款第42条の規定によるときは委託者と受託者の協議により定める。

(秘密情報の取扱い)

第12条 委託者及び受託者は、秘密情報を令和 年 月 日に両者で締結した基本契約に定めるとおり取り扱うものとする。

別紙1 【運転・維持管理業務に係る対価の支払方法】

1 運転・維持管理業務に係る対価

運転・維持管理業務に係る対価を構成する項目及び該当する業務は、次のとおりとする。

項目	該当する業務	含まれる主な費用
運転管理費	運転管理業務	左記業務に要する費用 ・人件費 ・汚泥の処分費 ・その他
保守点検費	保守点検業務	左記業務に要する費用 ・人件費 ・その他
修繕業務費	修繕業務	左記業務に要する費用 ・人件費（簡易な修繕） ・人件費（高度な修繕） ・簡易な修繕に係る経費 ・高度な修繕に係る経費 ・その他
水質管理業務費	水質管理業務	左記業務に要する費用 ・人件費 ・その他
清掃業務費	清掃業務	左記業務に要する費用 ・人件費 ・その他
ユーティリティ等の調達・管理費	ユーティリティ等の調達・管理業務	左記業務に要する費用 ・水道費 ・電力費 ・ガス費 ・通信費 ・薬品費 ・非常用自家発電設備の燃料費 ・その他
保安業務費	保安業務	左記業務に要する費用 ・人件費 ・その他
施設見学対応協力業務費	施設見学対応協力業務	左記業務に要する費用 ・人件費 ・その他
災害、事故の対策及び対応業務費	災害、事故の対策及び対応業務	左記業務に要する費用 ・人件費 ・その他
引継ぎ業務費	事業終了時の引継ぎ業務	左記業務に要する費用 ・人件費 ・その他
その他の費用		運転・維持管理業務に関連して発生する費用のうち、上記に含まれない費用 ・S P C 設立費 ・S P C 運営費 ・その他上記に含まれない費用

## 2 運転・維持管理業務に係る対価の支払額等

運転・維持管理業務に係る対価は、運転・維持管理期間を通して年4回に分けて、委託者が受託者に支払う。

### (1) 支払額と支払見込時期

運転・維持管理業務に係る対価は、受託者提案（第1項に定める含まれる主な費用ごとに明示された内訳書、履行時期等）に基づき、委託者と受託者の協議により第5項に定めた額のうち、履行完了が確認できた部分に係る額を四半期に一度支払う。ただし、定期モニタリングの結果により委託者が受託者に通知した評価結果により、モニタリング対象対価が減額又は留保された場合、その額を差し引いた額とする。また、上記の評価結果により、モニタリング対象対価が加算された場合、その額を加えた額とする。

各回	対象期間	支払額	支払見込時期
第1四半期	4月～6月	受託者提案に基づき、委託者と受託者の協議により第5項に定めた額のうち、履行完了が確認できた部分に係る額（ただし、定期モニタリング結果により変動することがある。）	約款第32条による。
第2四半期	7月～9月		
第3四半期	10月～12月		
第4四半期	1月～3月		

### (2) 全体スライド

上記の支払額は、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、各業務に別紙2【全体スライド条項】記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の各業務の対価に乘じ、翌年度4月支払分以降の各業務の対価に反映させる。

3 各会計年度及び各四半期における契約代金の支払限度額

- (1) 委託者の各会計年度及び各四半期における契約代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、表【各会計年度及び各四半期における契約代金の支払限度額】のとおりとする。
- (2) 委託者は、予算の都合による等必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

表【各会計年度及び各四半期における契約代金の支払限度額】

(単位：円)

会計年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
令和3年度					
令和4年度					
令和5年度					
令和6年度					
令和7年度					
令和8年度					
令和9年度					
令和10年度					
令和11年度					
令和12年度					
令和13年度					
令和14年度					
令和15年度					
令和16年度					
令和17年度					
令和18年度					
令和19年度					
令和20年度					
令和21年度					
令和22年度					
令和23年度					
令和24年度					
令和25年度					
令和26年度					
令和27年度					
令和28年度					

別紙2【全体スライド条項】

この契約は、約款第22条第1項（以下「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

- 1 この契約における人件費とは、受託者がこの契約に直接従事する者に、この契約に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。  
この契約に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額、児童手当拠出金等の法定福利費は、各業務のその他経費として計上すること。

- 2 この契約における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

項目	参照指標
運転管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人件費 「毎月勤労統計調査産業別賃金指数／電気・ガス・熱供給・水道業」（厚生労働省）</li> <li>・事業所規模5名以上</li> <li>・調査産業計のうちの現金給与総額</li> <li>■汚泥の処分費 「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局）</li> <li>・大類別・類別：諸サービス・下水道・廃棄物処理</li> <li>・小類別：廃棄物処理</li> <li>・品目：産業廃棄物処理</li> </ul>
保守点検費	<ul style="list-style-type: none"> <li>「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局）</li> <li>・大類別・類別：諸サービス・その他諸サービス</li> <li>・小類別：建物サービス</li> <li>・品目：設備管理</li> </ul>
修繕業務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>「企業物価指数」（日銀調査統計局）</li> <li>・基本分類指数：国内企業物価指数</li> <li>・類別：はん用機器</li> </ul>
水質管理業務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>「毎月勤労統計調査産業別賃金指数／電気・ガス・熱供給・水道業（厚生労働省）」</li> <li>・事業所規模5名以上</li> <li>・調査産業計のうちの現金給与総額</li> </ul>
清掃業務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>「毎月勤労統計調査産業別賃金指数／電気・ガス・熱供給・水道業」（厚生労働省）</li> <li>・事業所規模5名以上</li> <li>・調査産業計のうちの現金給与総額</li> </ul>
ユーティリティ等の調達・管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水道費：原則として、水道料金の改定率</li> <li>■電力費：原則として、電気料金の改定率</li> <li>■ガス費：原則として、ガス料金の改定率</li> <li>■通信費：原則として、通信料金の改定率</li> <li>■薬品費 「企業物価指数」（日銀調査統計局）</li> <li>・基本分類指数：国内企業物価指数</li> <li>・類別：化学製品</li> <li>■その他： 「消費者物価指数」（総務省統計局）</li> <li>・第1表－1 中分類指数（全国）</li> <li>・光熱・水道</li> </ul>

項目	参照指標
保安業務費	「企業向けサービス価格指数（日銀調査統計局）」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス</li> <li>・小類型：警備</li> <li>・品目：警備</li> </ul>
施設見学対応協力業務費	「毎月勤労統計調査産業別賃金指数／電気・ガス・熱供給・水道業」（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所規模5名以上</li> <li>・調査産業計のうちの現金給与総額</li> </ul>
災害、事故の対策及び対応業務費	「毎月勤労統計調査産業別賃金指数／電気・ガス・熱供給・水道業」（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所規模5名以上</li> <li>・調査産業計のうちの現金給与総額</li> </ul>
引継ぎ業務費	「毎月勤労統計調査産業別賃金指数／電気・ガス・熱供給・水道業」（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所規模5名以上</li> <li>・調査産業計のうちの現金給与総額</li> </ul>
その他の費用	「消費者物価指数」（日銀調査統計局） <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1表－1 中分類指数（全国）</li> <li>・総合</li> </ul>

- 3 この契約の変更金額は、約款第2条に規定する受託者から提出された内訳書（以下「受託者の内訳書」という。）により算出する。ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。

## 別紙3【モニタリング基本計画】

### 1 総論

#### (1) モニタリング基本計画の位置づけ

本モニタリング基本計画は、本事業において、要求水準等に基づく各業務の履行状況を適切に確認し、サービス品質の維持や事業継続を確実に担保できるよう、委託者が受託者に対して行うモニタリングの基本的な考え方及び内容を示すものである。

#### (2) モニタリング実施計画

モニタリングの項目によっては、具体的なモニタリングの詳細な実施方法が受託者の提案により異なる場合もあるため、この契約の締結後に、次の項目を含むモニタリング実施計画書を作成し、これを定めるものとする。

受託者は、モニタリング実施計画書を作成の上、この契約の締結後、当該モニタリング実施計画書を速やかに委託者へ提出し、委託者と協議の上、委託者の承諾を得ることによりモニタリング実施計画を定めるものとする。

#### 【モニタリング実施計画書で定める事項】

ア モニタリング項目：各業務の履行状況及び財務状況を確認するための項目、評価基準等

イ モニタリング時期及び方法：モニタリング項目の測定、記録、評価、報告等の時期及び方法

ウ モニタリング実施体制：受託者のセルフモニタリング及び委託者を含めたモニタリングの会議体に関する事項

エ モニタリング様式：測定、記録、評価及び報告等に関する様式

オ その他モニタリングに必要な事項

#### (3) モニタリング体制

モニタリングは、基本的に受託者が事前に実施するセルフモニタリングの結果を受けて、委託者が受託者に対して実施する。

#### (4) モニタリング対象業務

モニタリング対象業務は、次の各段階の業務とする。

ア 運転・維持管理業務

イ 事業終了時に発生する業務

#### (5) モニタリング費用の負担

モニタリングの実施に際し、セルフモニタリングに係る費用は受託者、モニタリングに係る費用は委託者が負担する。

## 2 運転・維持管理業務のモニタリング

### (1) モニタリング方法

#### ア 概要

運転・維持管理業務におけるモニタリングは、本事業の運転・維持管理業務に係る要求水準等の履行の確保を図るために、運転・維持管理業務が適切に実施されているかについての確認を行うものである。

受託者は、運転・維持管理業務の履行について、当該業務の履行に伴い作成する提出書類及び実際の状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかどうかの確認（セルフモニタリング）を行い、委託者に書面にて報告する。

委託者は、受託者が実施したセルフモニタリングの書面報告内容に基づき、要求水準等の達成状況の確認を行う。また、委託者が必要と認めた場合は、履行状況の確認のため現地における確認を行う。

#### イ 書面による確認

受託者は、要求水準等に基づく各業務の履行状況を自ら確認の上、運転・維持管理業務委託契約に定める提出書類を、それぞれの提出時期までに委託者へ提出して確認を受けることとする。

#### ウ 現地における確認

委託者は、運転・維持管理業務のモニタリングの実施にあたり、委託者が必要と認める時は、現地における確認を行う。受託者は、委託者の現地における確認に必要な協力を行う。

### (2) 具体的なモニタリングの手順等

運転・維持管理業務のモニタリングにおける受託者と委託者の作業内容は、【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】のとおりである。

ただし、モニタリング手順等の詳細は、前項第2号で定めたモニタリング実施計画書において確定する。

【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】

	受託者	委託者
①業務開始前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転・維持管理業務着手の14日前までに業務基本計画書及びその業務開始に必要な書類を作成し、委託者へ提出する。</li> <li>・ 業務基本計画書の中で、日単位、月単位、年度単位の業務報告書の様式を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務基本計画書の内容を確認し、受託者と協議の上、確定する。</li> <li>・ 業務報告書の様式を確認し、受託者と協議の上、確定する。</li> </ul>
②セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日の運転・維持管理業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果を業務日報として業務報告書の様式に記録する。</li> <li>・ 委託者の要請があれば随時提出できるように業務日報を保管する。</li> <li>・ 本施設の運転・維持管理業務に大きな影響を及ぼすと想定される事象が生じた場合は、直ちに委託者に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者に対して、必要に応じて業務報告書の提出を求める。</li> <li>・ 業務の内容が要求水準等及び業務基本計画書に基づき実施しているか確認する。</li> </ul>
③定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セルフモニタリング及びその他の報告事項をとりまとめて、月及び年度単位で業務報告書の様式にて、モニタリング実施計画書で定める日までに委託者へ提出する。</li> <li>・ モニタリング結果の公表について、委託者へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務報告書等の内容を確認し、業務の履行状況の評価を行い、評価結果を受託者へ通知する。</li> <li>・ 委託者が必要と認めた場合に本施設の巡回、業務の履行状況の確認、受託者に対する説明要求及び立会い等を行う。</li> <li>・ モニタリング結果に基づいて、運転・維持管理に係る対価の支払いを行う。</li> <li>・ モニタリング結果について対外的に公表する。</li> </ul>
④随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期モニタリングのほかに、必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、受託者に対する説明要求、立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの業務報告書に反映する。</li> <li>・ 委託者が是正措置等を行った場合、受託者からの是正措置等に対する対応が行われていることを確認する。</li> </ul>

(3) モニタリング対象対価の減額等

ア 基本的な考え方

委託者は、受託者が行う運転・維持管理業務において、要求水準等未達を確認した場合には、モニタリング対象対価について減額措置等を講ずるものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

イ 是正勧告等の措置

(ア) 是正勧告

委託者は、要求水準等未達を確認した場合、受託者に対して、是正勧告を行うものとする。受託者は、委託者から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、委託者と協議の上、是正対策、是正期限等を記載した是正計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得た上で速やかに是正措置を行う。

(イ) 是正勧告の対処の確認

委託者は、上記(ア)における受託者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、是正が行われたかどうかを直ちに確認する。

(ウ) 是正命令

上記(イ)における確認の結果、是正計画書に記載した是正対策及び是正期限による改善が認められないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対して是正命令を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び受託者の是正命令に対する対処について確認を行う。

(エ) モニタリング対象対価の留保

委託者は、是正勧告及び是正命令に対する改善が確認されるまでモニタリング対象対価の支払いを留保することができる。

(オ) モニタリング対象対価の減額

本号ウ(イ)に示す是正レベルと上記(ア)及び(ウ)での改善状況に応じ、委託者は受託者に対してモニタリング対象対価を減額する。詳細については、本号ウに示す。

(カ) 運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部変更

委託者は、受託者が行う運転・維持管理業務の結果が、次のいずれかに該当する場合は、運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部変更を受託者に請求することができる。

a 委託者の是正命令によっても、改善が確認できなかったとき

b 連続する2回の四半期において30%以上の減額が行われたとき

なお、モニタリング対象対価の支払対象期間の途中で運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部を変更した場合であっても、当該期間中の減額ポイントの計上は継続し、合計した減額ポイントに応じて支払の減額又は留保の措置を行う。

(キ) 契約解除

委託者は、受託者が行う運転・維持管理業務の結果が、次のいずれかに該当する場合は、委託者は受託者に通知することにより、通知の日から起算して6か月以内に運転・維持管理委託契約を解除することができる。

a 連続する4回の四半期を超えて減額が行われたとき

b 運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の変更に応じないとき

## ウ 減額措置

### (ア) 基本的な考え方

委託者は、要求水準等未達を確認した場合、モニタリング対象対価を対象に、減額ポイントの累積に応じて、減額措置を講ずるものとする。

なお、減額措置の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- a 委託者が要求水準等未達を確認した時点で、是正レベルを認定し、是正レベルに応じた減額ポイントを計上する。
- b 委託者が是正勧告及び是正命令を出したにもかかわらず、改善が認められないと委託者が判断した場合には、さらに重い減額ポイントを計上する。
- c 上記a及びbについては、委託者が要求水準等未達の確認又は改善が認められないと判断した日が属する月に減額ポイントを計上する。ただし、減額ポイントを計上した後、同一事象に対して、委託者が再度上記a及びbによる減額ポイントを計上することはない。
- d 同一の要求水準等未達が発生した場合で、同一の要求水準等未達が発生時点から起算して過去3年以内に起こっていた場合、減額ポイントは、【表 是正レベル別の減額ポイント】に記載した各減額ポイントを2倍して計上する。
- e 減額ポイントが5 P以下の場合には、モニタリング対象対価の減額を留保することがある。また、減点を挽回する機会（ボーナスポイント）を与えることがある。

### (イ) 是正レベルの認定

委託者は、要求水準等未達を確認した場合、是正レベルを認定し、受託者に通知するとともに、委託者と受託者は是正に向けた協議を開始する。是正レベルの分類は、次のとおりとする。

【表 是正レベルの分類】

是正レベル	内容
レベル1	要求水準を上回るが、受託者提案の水準を達成できない場合
レベル2	運転・維持管理業務基本計画の策定業務、清掃業務、施設見学対応協力業務、災害、事故の対策及び対応業務について、要求水準を達成できない場合
レベル3	運転管理業務、保守点検業務、修繕業務、水質管理業務、ユーティリティ等の調達・管理業務、保安業務、事業終了時の引継ぎ業務について、要求水準を達成できない場合
レベル4	法令違反又は本施設を含む西谷浄水場が停止となる事象が発生した場合等

(ウ) 減額ポイントの計上

委託者は、要求水準等未達を確認した場合、次のとおり是正レベルに応じた減額ポイントを計上する。

【表 是正レベル別の減額ポイント】

レベル	①要求水準等未達 の確認	②是正勧告後、 改善が認められないと 判断した場合	③是正命令後、 改善が認められないと 判断した場合
1	1 P	2 P	4 P
2	2 P	4 P	8 P
3	3 P	6 P	12 P
レベル	④要求水準等未達 の確認	⑤是正までの時間	
4	10 P	0.5 P × h (1 時間未満は切上げとする。)	

(エ) モニタリング対象対価の減額又は留保

委託者は、モニタリングの結果を踏まえ、当月の減額ポイントを確定する。委託者のモニタリングが終了し、減額ポイントがある場合は、受託者に減額ポイントを通知する。

モニタリング対象対価の支払に際しては、3か月分（四半期ごと）の減額ポイントの合計を計算し、【表 減額又は留保の考え方】に基づき、モニタリング対象対価の支払を減額するか又は改善が確認できるまで留保する。減額又は留保する場合には、当月のモニタリング対象対価を受託者に通知する。

次回の支払いまでの間に改善が確認できた場合は、モニタリング対象対価の留保は行わない。

次回の支払いまでの間に改善が確認できない場合は、留保した場合の支払いは、委託者が改善を確認した後、直近で支払われるモニタリング対象対価に留保相当額を加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

なお、故意又は重大な過失と認められる場合に発生する損害については、基本契約等に基づき、委託者は受託者に対し、別途請求をする。

【表 減額又は留保の考え方】

3か月分の 減額ポイント合計	減額又は留保	モニタリング対象対価の減額又は留保の割合
6 P 以上	減額	1 P につき、0.1%
1 ～ 5 P	留保	1 P につき、0.1%

(オ) ボーナスポイントの付与

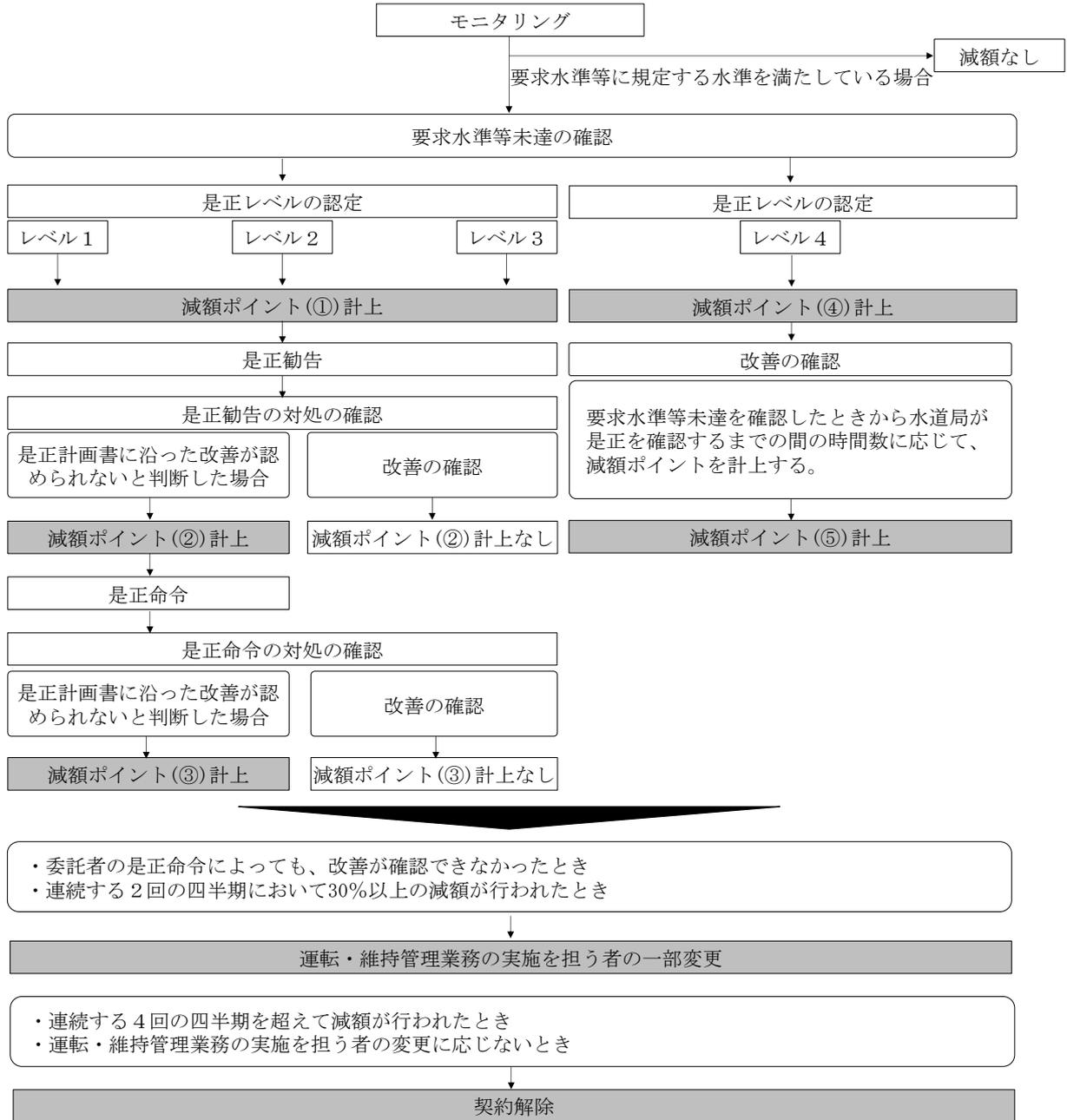
受託者が、提案した水準を超えて、横浜市水道事業又は横浜市民に多大な貢献をした場合、委託者は、受託者にボーナスポイントを与えることができる。

ボーナスポイントの付与は委託者が決定する。ボーナスポイントは減額ポイントと相殺することができ、また、事業期間を通じて累積することができるものとする。

ボーナスポイントは、次の式に基づき金額に換算し、当該金額を次回支払うモニタリング対象対価に加算する。

加算相当額＝モニタリング対象対価の各回支払分×0.1%×ボーナスポイント

エ 減額措置や是正措置等に関するフロー図



(4) モニタリング対象対価の支払後に減額が判明した場合の対応

モニタリング対象対価の支払後に、運転・維持管理業務に関わる報告に虚偽の記載のあることが判明するなど支払の根拠を失った場合、委託者は、本来支払うべきモニタリング対象対価を計算し直し、既に受託者に支払った額との差額を次回支払うモニタリング対象対価から差し引く。

この場合、本来支払うべきモニタリング対象対価と既に受託者に支払った額との差額について、委託者が受託者に支払った日から、委託者が差額を差し引くまでの日数につき、当該返還日時点での「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」で計算した額（1年を365日とする日割り計算とする。）の損害金を加えて差し引くものとする。

### 3 財務状況等に関するモニタリング

#### (1) モニタリング方法

委託者は、本事業の実施者かつ最終責任者であることから、本事業におけるサービスの提供が停止される、あるいは受託者が債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態を回避するため、受託者の財務状況等のモニタリングを実施し、早期段階に危機回避できるように備える。

具体的には、受託者の実施体制やリスク対応方法の確認、資金収支の適時な状況把握、株主総会資料等による経営状況の確認等、多様な方法により、受託者の財務状況等について確認する。

#### (2) 具体的なモニタリングの手順等

##### ア 財務状況に関するモニタリング

受託者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（会社法（平成17年法律第86号）第435条に規定する計算書類、事業報告及びその附属明細書）を作成し、自己の費用をもって会計監査人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎会計年度終了後3か月以内に、委託者に提出するものとする。これにより委託者は、受託者の財務状況を確認する。

これに加えて、会計に計上される取引が業務計画どおりに事業を遂行した結果であるか、またその結果が受託者の財務状況を悪化させるものかどうか等の確認を行う。

この際、受託者の財務書類では業務計画との関係が確認できない場合は、必要に応じて、会計に計上される取引に関する契約書類、受託者の実施体制、リスク対応、資金収支等の確認を行う。

##### イ 実施体制についてのモニタリング

委託者は、受託者の定款、登記事項証明書、株主名簿、受託者が締結する契約等により、基本契約の締結前にSPCが設立されたかどうか、業務遂行体制が業務計画どおりに構築されたかどうかの確認を行う。

##### ウ リスク対応についてのモニタリング

委託者は、受託者がリスク分担を図るための基本契約等を締結する段階において、業務計画に提案されたリスク対応として、保険の付保であれば保険契約の内容等を確認する。

##### エ 資金収支についてのモニタリング

委託者は、財務書類の精査を通じて資金収支についてのモニタリングを行う。具体的には、本事業提案時、業務計画見直し時等における計画と、基本契約等の規定に基づいて提出される計算書類に記載された資金収支の実績との整合性を確認する。

なお、整合性を確認する目的は資金収支上、概ね計画通りに事業が実施されていることを確認することであり、計画値と実績値の乖離を認めないという趣旨ではない。

##### オ 経営についてのモニタリング

委託者は、受託者の経営における重要な意思決定がなされる取締役会や株主総会の議事録等によって、業務計画に定めのない契約の締結や、本事業と関係のない契約や業務を行っていないか等、安定的な事業の継続が困難になるような意思決定がなされていないかどうかを確認する。

#### 4 事業終了時のモニタリング

##### (1) モニタリング方法

ア 委託者と受託者は、事業終了5年前に、事業期間終了後の本施設の取扱いについて、協議を開始する。

イ 受託者は、事業終了2年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。

ウ 委託者は、上記イによる報告内容について確認を行う。

エ 委託者及び受託者は、上記ウによる確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。

オ 受託者は、要求水準等及び業務基本計画書の内容を満たすよう、事業終了時まで、協議の結果を反映した上で、必要となる資料を整備し、委託者の確認等を受ける。

##### (2) 具体的なモニタリングの手順等

受託者は、要求水準等に従い、各種マニュアル等の書類を、事業終了時（委託者が定める日まで）に委託者へ提出して確認を受ける。

【表 事業終了時のモニタリングにおける確認書類】

提出書類	提出時期
本施設の各種マニュアル	事業終了時（委託者が定める日まで）
その他委託者が必要とする書類	事業終了5年前以降、随時

#### 別紙4【ユーティリティの支払方法】

##### 1 電力供給に係る費用

水道局西谷浄水場における浄水処理施設（以下「浄水処理施設」という。）から本施設に電力供給する期間のユーティリティ等の調達・管理費（電力費）は、本施設で使用した電力量に応じて、受託者が委託者に支払う。

###### (1) 電力量の決定

浄水処理施設が受電した電力量（以下「受電量」という。）は、水道局西谷浄水場において契約している小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）が月ごとに発行する請求書（以下「請求書」という。）に基づく値とし、本施設で使用した電力量（以下「使用量」という。）は、浄水処理施設に設置されている西谷浄水場監視制御設備の帳票システムから委託者が出力する値とする。

###### (2) 電力費の基準額

電力費の基準額は、請求書に記載されている総額とする。

なお、電気事業者は、会計年度ごとに契約をするため、電力料金単価等が変更されることがある。

###### (3) 電力費の算出

受託者が委託者に支払う電力費は、受電量と使用量の按分により比率を算出し、電力費の基準額にその比率を乗じた額とする。

###### (4) 支払時期及び方法

支払時期及び方法については、委託者と受託者の協議により決定する。

##### 2 燃料油備蓄及び供給協定に係る費用

(1) 燃料油備蓄及び供給協定により本施設に供給した燃料に係る全ての費用は、受託者が委託者に支払う。

(2) 支払時期及び方法については、委託者と受託者の協議により決定する。